

平成19年6月27日

平成19年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

日 時 平成19年6月1日（金）10：30～12：00
場 所 諫早文化会館
講演者 中央大学法科大学院教授 升田 純
参加人員 154名

1 講演内容の概要について

【テーマ】

身近な安全・安心の確保 ～高齢者を見守るネットワークの充実～

高齢者の消費者被害の特徴等について

一人住まいの高齢者は、家族からの疎外感等、心理状態が不安定で他人を容易に信用しない反面、些細な事で他人を信用してしまう弱点がある。

危険予知能力や危険回避能力は衰え、痴呆等が加わると自分が騙されていることにも気づきにくい。

判断能力や身体能力と比較して保有する財産が多いため、他人から財産を狙われやすい。

一度保有する財産が失われると回復することは不可能に近い。

これに対して、悪徳業者は法律を熟知し社会情勢に敏感であり、人間心理の研究を常に怠らない。高齢者、一般消費者に対しても、その差は明らかである。

救済方法としては、・行政的救済（営業停止等の行政指導・処分） ・刑事的救済（告訴・告発） ・民事的救済（消費生活センターによる助言・あっせん、訴訟）がある。

最終的には訴訟だが、裁判は費用と時間がかかる。痴呆等により時間の経過とともに立証そのものが難しくなり、経済的救済は困難なことが多い。

事前の予防が最も重要

規制緩和、自己責任が強調される社会となり、消費生活でも事前の予防が消費者の自己責任に委ねられがちであるが、高齢者については種々の対策が必要である。

地域的監視の必要性

- ・被害情報を早期に情報提供し、情報の交換・共有化が必要。
- ・高齢者との日常的なコミュニケーションを確保する。
- ・高齢者本人、親族、近隣、地域社会の相互協力を推進して、地域の見守りネットワークを整備し、町ぐるみで悪徳業者が立ち寄りづらい環境をつくることが一番の予防策である。

2 受講者からの質問と回答（主なもの）について

なし

長崎県県民生活部県民安全課

（注）この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。